

富山県告示第400号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成27年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

氷見市

2 事業の種類

駅北広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

氷見市伊勢大町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、氷見市伊勢大町一丁目地内の土地を起業地とする駅北広場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、氷見市が事業主体となり、都市計画道路の改良工事により支障となったJR氷見駅北自転車駐車場の代替施設として、駅への通勤・通学時自転車利用者にとって不可欠な駐車場の整備を行うものであり、土地収用法第 3 条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者である氷見市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本

件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市では、「300万人交流都市の拠点としてふさわしいまちづくり」を将来ビジョンに掲げ、“まちがにぎわい、やすらぎを感じ、市民が快適性を実感できる”市街地形成を目指しており、その実現のため、平成23年度から5カ年計画にて国土交通省都市局所管の都市再生整備計画事業を申請し事業を進めてきている。

この計画の中では、「観光客と住民が行き交うまちなかづくり」をキーワードとして、まちの玄関口であるJR氷見駅周辺を氷見の「顔」として整備することとしているが、JR氷見駅から漁村文化を感じる「番屋」のイメージを施設に取り入れた「道の駅氷見・ひみ番屋街」への歩行動線がわかりにくいため、同様のイメージを取り入れた歩行動線の整備と、その動線効果によるまちなかへの回遊の広がりが求められている。

さらに、JR氷見駅までのアクセス道路である都市計画道路の改良工事によりJR氷見駅北自転車駐車が支障となり、駅への通勤・通学時自転車利用者の自転車の収用台数が不足するため、利便性の低下を招かないよう駅周辺での早急な代替施設の整備が求められている。

このため、自転車駐車が整備されることにより、JR氷見駅周辺において不足する自転車収用台数が確保され、より駅舎に近い場所に設置されることから自転車利用者の利便性の向上が図られる。また、雑草が生い茂るJR廃線敷地を利用することで、まちなかにおける居住環境の改善にも寄与すると考えられる。さらに、駐車場から駅舎へ通じる歩道には、「番屋」のイメージを取り入れ集客施設への歩行動線とし、自転車駐車場前には広場を併設し地域団体に活動の場を提供することで、行き交う観光客と地域住民との交流の機会の創出と、統一感が生まれるまちなかへの回遊が高まり、観光振興にも寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存する

と認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、J R 氷見駅北自転車駐車場の代替施設として、駅舎の北側において、駅への通勤・通学时自転車利用者の利便性や地域交流の場としてその活動における交通安全の確保が図られる3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

都市計画道路の改良工事によりJ R 氷見駅北自転車駐車場が支障となり、駅への通勤・通学时自転車利用者の自転車の収用台数が不足するため、利便性の低下を招かないよう駅周辺での代替施設を整備するものであることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめ

られていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

氷見市役所